

# くしまを

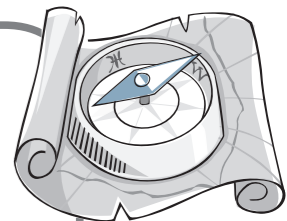
## 申間の魅力 再発見

◎幸島へ渡ろう



「サルのおもしろいですよ」と観察員の皆さん

# あそぼっ。



夏もいよいよ本番を迎える7月。今月は小中高生の皆さんへおすすめのスポット『幸島』を紹介します。

**幸島のみどころ**  
幸島といえば、言わずと知れた『文化ザル』の島。現在、113頭（6月9日現在）のサルが生息しています。幸島へ渡るなら、ぜひともサルに出会いたいもの。40年以上にわたり幸島のサルを研究している『京都大学霊長類研究所』の冠地富士男さんに見どころなどを伺ってみました。

- ① **午前中に行くべし**  
サルを見るなら午前中に行きましょう。普段は山にいたサルが、この時間帯には砂浜に姿を現します。
- ② **必見！ サルの赤ちゃん**  
6～8月は出産シーズンです。現在、1頭の子ザルが誕生しています。母ザルにぴったり寄り添う愛らしい子ザルは必見です。
- ③ **幸島とサルの由来**  
昔、市木地区には平家の

## まるで楽園。美しい自然を感じてください。



①今年誕生第1号の子ザル ②月に1度の体重測定の様子 ③幸島は亜熱帯性植物が多く、季節ごとの花も見どころ

祭神『市杵島姫命』が祭られていました。源平合戦で平家が敗れると、その神体を市木の川からイカダで流しました。流れ着いたところが無人島の幸島。村民が

島内に祠を作り、祭神を弁財天として祭りしました。そしてサル1つがいを守護人として置いたのが幸島のサルの由来と言われています。そんな言い伝えに思いを馳せながら幸島を訪れると、感慨もひとしおですね。

**幸島をさらに楽しむコツ**  
月・水・金曜日に行くのがおすすめ。これらの日は、冠地さんなど観察員の方がサルを観察する日（出席を取る）です。日程を合わせて幸島へ渡れば、サルの生態や戸籍の話など興味深い話を聞くことができます。

- **注意すること**  
すべらない靴で行く  
※長ぐつが最適
- 食べ物を持ち込まない  
※レジ袋は音だけでも×
- カバンを開け閉めしない  
・サルには決して触らない  
・子どもは大人と離れない
- **幸島へ渡るには：**  
石波海岸の船着場から渡船が出ています。天候により運航しないことがあるので、事前にご確認ください。
- **料金** 幸島往復1人1,000円（3人以上利用時の場合）
- **問い合わせ先** 申間市観光協会 ☎72-0479

### 介護保険料減免について

#### 介護保険料減免

申間市介護保険条例に基づき被保険者負担を軽減するため、次の要件のすべてに該当する方の保険料を減免します。

- ① 申請者の属する世帯の世帯員すべてに市民税が課せられていない
  - ② 市民税課税者に扶養されていない
  - ③ 自宅以外に処分可能な資産を所有していない
  - ④ 1人世帯で年間収入額が48万円以下、世帯員が1人増すごとに38万5千円を加算した額以下
  - ⑤ 預貯金が50万円以下（1人世帯）または100万円以下（2人世帯以上）
- 減免される額** 申請日の属する年度分の保険料額を第1段階の保険料額の2分の1に減免
- **問い合わせ先** 税務課 国保・介護賦課係 ☎内線263・264

**介護サービス利用料の軽減・負担限度額認定**  
社会福祉法人等  
介護保険利用者負担軽減  
次の要件のすべてに該当

する方の利用者負担を軽減します。

- ① 申請者の属する世帯の世帯員すべてに市民税が課せられていない
  - ② 市民税課税者に扶養されていない
  - ③ 自宅以外に処分可能な資産を所有していない
  - ④ 年間収入額が1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増すごとに50万円を加算した額以下
  - ⑤ 預貯金が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額以下
  - ⑥ 保険料を滞納していない
- 軽減対象サービス** 社会福祉法人が提供する訪問・通所介護、短期入所生活介護、介護福祉施設サービス
- 軽減の程度** 軽減対象

サービス利用者負担・食費・居住費の25%（高齢福祉年金受給者は利用者負担・食費・居住費の50%）

- **認定期間** 申請月から平成24年6月末まで
- **負担限度額認定** 居住費や食費は、利用者と施設との契約によるものが原則となりますが、世帯状況・収入状況により負担額が軽減されます。
- **対象サービス** 介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護、短期入所療養介護
- **認定期間** 申請月から平成24年6月末まで
- **問い合わせ先** 医療介護課 介護保険係 ☎72-0333（内線515、516）

### 重度心身障害者（児）医療費受給資格者証の更新手続き

重度心身障害者（児）医療費受給資格者証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなっておりますので、更新の手続きをしてください。

- **対象者**  
① 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方  
② 療育手帳Aの交付を受けた方  
③ 身体障害者手帳3級と療育手帳B・1両方の交付を受けた方
- **更新手続き**  
※所得制限があるため所得状況によっては該当しない場合があります。

# 介護保険・医療費に関する支援制度の申請についてお知らせします。

## 福祉に関する支援制度の手続きをお忘れなく